

盛り込まれている施策等 地方公共団体	条例等の制定状況	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
						相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
栗東市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
甲賀市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
野洲市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
湖南市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
東近江市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
米原市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
日野市	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
竜王町	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
愛荘町	条例の制定	○			○	○								
	計画・指針の策定													
京都府	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定													
福知山市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○		○		○
	計画・指針の策定													
舞鶴市	条例の制定	○		○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													
綾部市	条例の制定	○		○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													
宇治市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													
宮津市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													
亀岡市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○		○		
	計画・指針の策定													
城陽市	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定	○											○	
向日市	条例の制定	○	○	○	○	○	○				○	○		
	計画・指針の策定													
長岡京市	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
八幡市	条例の制定	○	○	○	○	○	○				○	○		○
	計画・指針の策定	○												
京田辺市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													
京丹後市	条例の制定	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
	計画・指針の策定													

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

盛り込まれている施策等 地方公共団体	条例等の制定状況	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
						相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
木津川市	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
大山崎町	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
久御山町	条例の制定	○	○	○	○	○	○				○	○		
	計画・指針の策定	○					○	○			○			
井手町	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
宇治田原町	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
伊根町	条例の制定	○	○	○	○	○	○					○		
	計画・指針の策定													
与謝野町	条例の制定	○	○	○	○	○	○				○	○		
	計画・指針の策定													
大阪府	条例の制定													
	計画・指針の策定	○	○			○	○			○	○			
堺市	条例の制定	○	○	○	○	○	○				○	○		○
	計画・指針の策定													
池田市	条例の制定	○						○						
	計画・指針の策定													
高槻市	条例の制定	○						○						
	計画・指針の策定													
松原市	条例の制定	○						○						
	計画・指針の策定													
摂津市	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
	計画・指針の策定													
兵庫県	条例の制定	○		○	○	○	○							
	計画・指針の策定	○										○		○
神戸市	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	計画・指針の策定													
宝塚市	条例の制定	○				○	○						○	
	計画・指針の策定													
明石市	条例の制定	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
相生市	条例の制定	○				○	○						○	
	計画・指針の策定													
たつの市	条例の制定	○				○	○						○	
	計画・指針の策定													
姫路市	条例の制定	○	○	○		○	○	○			○			○
	計画・指針の策定													
赤穂市	条例の制定	○				○	○						○	
	計画・指針の策定													
宍粟市	条例の制定	○						○						
	計画・指針の策定													
太子町	条例の制定	○				○		○					○	
	計画・指針の策定													

盛り込まれている施策等 地方公共団体	条例等の制定状況	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
						相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
佐用町	条例の制定	○			○		○							○
	計画・指針の策定													
篠山市	条例の制定	○	○	○			○		○	○	○			
	計画・指針の策定													
丹波市	条例の制定	○			○		○						○	
	計画・指針の策定													
淡路市	条例の制定	○								○	○			
	計画・指針の策定													
三木市	条例の制定	○	○	○	○		○	○	○	○		○		
	計画・指針の策定													
奈良県	条例の制定													
	計画・指針の策定	○			○									
和歌山県	条例の制定	○	○	○	○									
	計画・指針の策定													
鳥取県	条例の制定	○		○	○									
	計画・指針の策定	○			○	○	○	○				○	○	○
島根県	条例の制定	○		○	○									
	計画・指針の策定	○			○	○	○					○	○	○
岡山県	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
倉敷市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
津山市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
玉野市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
笠岡市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定													
井原市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
総社市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定													
高梁市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定													
新見市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○		○		○
	計画・指針の策定													
備前市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
瀬戸内市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
赤磐市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													
真庭市	条例の制定	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
	計画・指針の策定													

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

盛り込まれている施策等 地方公共団体	条例等の制定状況	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
						相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
美作市	条例の制定	○		○	○	○			○		○	○	○		○
	計画・指針の策定														
浅口市	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
和気町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
早島町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
里庄町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
矢掛町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計画・指針の策定														
新庄村	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
鏡野町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
	計画・指針の策定														
勝央町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	計画・指針の策定														
奈義町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	計画・指針の策定														
西粟倉村	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
久米南町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
	計画・指針の策定														
美咲町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
吉備中央町	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
広島県	条例の制定														
	計画・指針の策定														
山口県	条例の制定														
	計画・指針の策定	○						○	○				○	○	
防府市	条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	計画・指針の策定														
徳島県	条例の制定														
	計画・指針の策定														
香川県	条例の制定	○	○	○	○	○									
	計画・指針の策定														
愛媛県	条例の制定	○		○		○									
	計画・指針の策定														
高知県	条例の制定														
	計画・指針の策定														
福岡県	条例の制定														
	計画・指針の策定	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗像市	条例の制定	○	○	○		○		○							
	計画・指針の策定														

盛り込まれている施策等 地方公共団体	条例等の制定状況	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
						相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
佐賀県	条例の制定													
	計画・指針の策定	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	条例の制定													
	計画・指針の策定	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	条例の制定													
	計画・指針の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長洲町	条例の制定	○	○			○								
	計画・指針の策定													
小国町	条例の制定													
	計画・指針の策定	○					○							
南阿蘇村	条例の制定	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	計画・指針の策定													
甲佐町	条例の制定	○	○	○	○	○								
	計画・指針の策定													
氷川町	条例の制定													
	計画・指針の策定	○				○	○	○		○	○		○	○
大分県	条例の制定													
	計画・指針の策定													
宮崎県	条例の制定													
	計画・指針の策定	○				○	○					○		
延岡市	条例の制定													
	計画・指針の策定	○				○	○					○		
日向市	条例の制定													
	計画・指針の策定	○					○					○		
鹿児島県	条例の制定													
	計画・指針の策定													
沖縄県	条例の制定	○	○			○								○
	計画・指針の策定	○	○				○			○				○

9-4 被害者支援連絡協議会の構成機関

平成25年4月1日現在

	都道府県施策主管課	都道府県関係部局	都道府県警察	地方検察庁	日本司法支援センター(法テラス)	犯罪被害者支援団体	保護観察所	臨床心理士会	弁護士会	医師会	婦人相談所 男女共同参画センター 女性相談センター	精神保健福祉センター	児童相談所	その他
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) 内閣府から各都道府県(知事部局施策主管課)に対し、被害者支援連絡協議会の構成機関の確認を行い、とりまとめたものである。

9-5 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

	地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
			死亡
(都道府県・政令指定都市)			
1	山形県	平成20年4月1日	
2	神奈川県	平成21年4月1日	
3	京都市	平成23年4月1日	30万円 ※生活資金の給付（犯罪等により生活困窮となった者に対し、一律30万円を支給する。死亡又は傷害に限り、その他資力要件あり。）
4	神戸市	平成25年4月1日	30万円
(市町村)			
1	北海道北斗市	平成22年4月1日	30万円
2	北海道広尾町	平成21年4月1日	30万円
3	秋田県能代市	平成19年4月1日	30万円
4	秋田県横手市	平成18年4月1日	30万円
5	秋田県大館市	平成18年10月1日	30万円
6	秋田県男鹿市	平成19年4月1日	30万円
7	秋田県潟上市	平成18年4月1日	30万円
8	秋田県にかほ市	平成19年4月1日	30万円
9	秋田県井川町	平成18年6月21日	30万円
10	秋田県鹿角市	平成23年3月31日	30万円
11	茨城県常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）
12	埼玉県三芳町	平成13年4月1日	30万円
13	埼玉県嵐山町	平成12年4月1日	30万円
14	埼玉県蕨市	昭和43年4月1日	10万円
15	千葉県成田市	平成18年3月27日	30万円
16	千葉県神崎町	平成15年4月1日	30万円
17	千葉県多古町	平成14年1月1日	30万円
18	東京都杉並区	平成18年4月1日	
19	東京都国分寺市	平成25年2月1日	

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

(平成25年4月1日現在)

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
	30万円	30万円
	100万円	30万円
	※国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し30万円（上限）を貸し付ける。	
30万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円	1人20万円以内	貸付期間1年以内
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
(1) 入院期間3か月以上 10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合 2万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		20万円以内 償還2年以内 無利子
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満 10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満 15万円 (4) 全治3か月以上 20万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満 10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満 15万円 (4) 全治3か月以上 20万円		
重傷者 5万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (3) 全治3か月以上 10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (3) 全治3か月以上 10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 10万円 (3) 全治3か月以上 20万円		
	・貸付額 30万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内	
	・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額 50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還 36か月以内	

	地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等 死亡
20	東京都多摩市	平成21年4月1日	
21	神奈川県秦野市	平成元年6月23日	10万円
22	神奈川県座間市	平成16年3月31日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円
23	神奈川県寒川町	平成15年4月1日	50万円
24	福井県越前市	平成24年4月1日	30万円
25	石川県金沢市	平成24年4月1日	30万円
26	石川県中能登町	平成24年4月1日	30万円
27	石川県能登町	平成24年4月1日	30万円
28	石川県かほく市	平成25年4月1日	30万円
29	石川県野々市市	平成25年4月1日	30万円
30	愛知県犬山市	昭和44年3月29日	15万円 (即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者)
31	山梨県韮崎市	平成21年3月23日	50万円
32	滋賀県大津市	平成15年4月1日	30万円
33	滋賀県彦根市	平成12年9月29日	30万円
34	滋賀県近江八幡市	平成22年3月21日	30万円
35	滋賀県長浜市	平成18年2月13日	30万円
36	滋賀県草津市	平成14年3月25日	30万円
37	滋賀県守山市	平成13年12月25日	30万円
38	滋賀県栗東市	平成13年10月1日	30万円
39	滋賀県甲賀市	平成17年1月1日	30万円
40	滋賀県野洲市	平成16年10月1日	30万円
41	滋賀県湖南市	平成16年10月1日	30万円
42	滋賀県東近江市	平成17年2月11日	30万円
43	滋賀県米原市	平成18年4月1日	30万円
44	滋賀県日野町	平成15年4月1日	30万円
45	滋賀県竜王町	平成12年4月1日	30万円
46	滋賀県愛荘町	平成18年2月13日	30万円
47	京都府福知山市	平成24年4月1日	30万円
48	京都府舞鶴市	平成23年6月28日	30万円
49	京都府綾部市	平成24年4月1日	30万円
50	京都府宇治市	平成22年4月1日	30万円
51	京都府宮津市	平成23年4月1日	30万円
52	京都府亀岡市	平成24年4月1日	30万円
53	京都府城陽市	平成22年10月1日	30万円
54	京都府向日市	平成25年4月1日	30万円
55	京都府長岡京市	平成23年1月1日	30万円
56	京都府八幡市	平成24年7月12日	30万円
57	京都府京田辺市	平成23年9月26日	30万円
58	京都府京丹後市	平成24年4月1日	30万円
59	京都府木津川市	平成24年4月1日	30万円
60	京都府大山崎町	平成24年10月1日	30万円
61	京都府久御山町	平成21年5月1日	30万円
62	京都府井手町	平成23年7月1日	30万円
63	京都府宇治田原町	平成23年6月20日	30万円
64	京都府伊根町	平成23年4月1日	30万円

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
		<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 10万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 15か月以内
重症一人につき 3万円以内		
(1) 入院の期間が15日以上30日未満の場合 2万円 (2) 入院の期間が30日以上45日未満の場合 4万円 (3) 入院の期間が45日以上の場合 6万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円		
5万円 (医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者) (H20. 4. 1より3万円から5万円に改正)		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
30日以上入院した場合10万円 180日以内に30日以上通院した場合10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 10万円 (3) 全治3か月以上 20万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円	30万円以内	30万円以内
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		

	地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
			死亡
65	京都府与謝野町	平成23年1月1日	30万円
66	大阪府池田市	平成11年4月1日	20万円
67	大阪府高槻市	昭和56年4月1日	10万円
68	大阪府松原市	昭和45年4月1日	5万円
69	大阪府摂津市	平成21年4月1日	30万円
70	兵庫県宝塚市	平成17年4月1日	30万円
71	兵庫県丹波市	平成20年10月1日	30万円
72	兵庫県宍粟市	平成17年4月1日	10万円
73	兵庫県たつの市	平成17年10月1日	30万円
74	兵庫県相生市	平成17年6月27日	30万円
75	兵庫県明石市	平成23年4月1日	30万円
76	兵庫県姫路市	平成23年4月1日	30万円
77	兵庫県赤穂市	平成18年4月1日	30万円
78	兵庫県太子町	平成21年4月1日	30万円
79	兵庫県佐用町	平成22年4月1日	30万円
80	兵庫県三木市	平成25年4月1日	30万円
81	岡山県総社市	平成23年4月1日	30万円
82	岡山県備前市	平成23年10月1日	30万円
83	岡山県瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円
84	岡山県和気町	平成23年10月1日	30万円
85	山口県防府市	平成25年4月1日	30万円
86	福岡県宗像市	平成16年4月1日	30万円
87	熊本県長洲町	平成21年4月1日	30万円

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	全治1か月以上 10万円		
	支給対象外		
	支給対象外		
	支給対象外		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 1万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	10万円（死亡・傷害あわせて30万円を超えない範囲）	50万円を超えない範囲	50万円を超えない範囲
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	(1) 全治2週間以上1か月未満 5万円 (2) 全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		
	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円		
	全治1か月以上 10万円		

9-6 地方公共団体における公営住宅の入居に際して配慮を行う制度の状況

	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
北海道	平成21年4月			○	
稚内市	平成17年8月	○			
北斗市	平成22年4月		○		
松前町	平成21年3月				○
蘭越町	平成21年11月				○
真狩村	平成21年12月				○
美瑛町	平成18年12月	○			
新得町	平成18年4月	○			
清水町	平成18年3月	○			
更別村	平成21年4月				○
広尾町	平成21年4月				○
幕別町	平成19年7月			○	
本別町	平成20年12月				○
足寄町	平成20年11月	○			
陸別町	平成21年1月				○
青森県	—				
岩手県	平成18年7月		○	○	○
久慈市	平成19年4月	○			
二戸市	平成18年1月	○			
八幡平市	平成20年7月	○			
矢巾町	平成18年9月	○			
西和賀町	平成18年12月	○			
岩手町	平成21年4月	○			
宮城県	平成18年2月		○		○
秋田県	平成19年4月		○	○	
大館市	平成18年4月		○	○	
北秋田市	平成18年4月	○	○		
能代市	平成19年4月		○	○	
由利本荘市	平成18年4月				○
八郎潟町	平成18年4月		○		○
山形県	平成18年2月			○	
山形市	平成18年4月			○	
朝日町	平成17年12月	○	○		
福島県	平成18年7月				○
中島村	平成25年4月	○			
茨城県	平成20年9月	○		○	
常陸大宮市	平成22年3月	○			
栃木県	平成18年4月			○	○
那須塩原市	平成18年2月		○	○	○
群馬県	平成18年3月			○	
埼玉県	平成19年10月			○	
千葉県	—				
東京都	平成19年5月			○	
杉並区	平成21年4月	○			
神奈川県	平成19年6月	○			
新潟県	平成18年4月				○
新潟市	平成18年度			○	
三条市	平成17年5月	○			
柏崎市	平成9年8月				○
小千谷市	平成9年12月				○
見附市	平成9年12月			○	
五泉市	平成18年1月			○	
阿賀野市	平成16年4月			○	

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
魚沼市	平成16年11月	○			
南魚沼市	平成16年1月				○
村上市	平成20年4月				○
出雲崎町	平成9年12月				○
富山県	平成18年2月			○	
小矢部市	平成18年2月		○		
入善町	平成24年4月		○		
立山町	不明		○		
石川県	平成25年4月		○	○	○
小松市	平成25年4月		○		
輪島市	平成19年2月			○	
珠洲市	平成25年4月		○	○	
白山市	平成25年4月		○		
野々市市	平成25年4月		○	○	
川北町	平成25年4月		○		
志賀町	平成25年4月		○		
能登町	平成25年4月	○	○		
福井県	平成19年5月	○	○		
越前市	平成24年4月	○			
山梨県	平成24年3月	○			
長野県	平成18年4月	○		○	
長野市	平成18年12月			○	○
松本市	不明	○	○		○
岐阜県	平成20年11月				○
北方町	不明			○	
八百津町	不明				○
静岡県	平成20年5月				○
静岡市	平成21年9月				○
愛知県	平成20年4月			○	
名古屋	平成20年9月	○			○
豊橋市	平成18年12月			○	
安城市	平成19年4月	○			
犬山市	平成18年2月		○		
田原市	不明				○
美浜町	不明		○		
幸田町	平成25年4月			○	
三重県	-				
四日市市	平成18年4月		○		
滋賀県	平成18年4月			○	○
長浜市	平成18年7月	○	○		
栗東市	平成24年4月		○		
京都府	平成18年6月			○	○
京都市	平成23年4月	○	○		
福知山市	平成17年12月				○
舞鶴市	平成23年6月				○
綾部市	平成24年4月				○
宇治市	平成22年4月	○	○		○
宮津市	平成23年4月				○
亀岡市	平成24年4月	○			○
長岡京市	平成24年4月		○		
京田辺市	平成23年9月				○
京丹後市	平成24年4月				○
木津川市	平成24年10月		○		
与謝野町	平成23年1月				○

	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
大阪府	平成19年4月	○			
大阪府	平成24年4月	○			
堺市	平成25年4月		○		
兵庫県	平成20年4月			○	
神戸市	平成21年5月			○	○
姫路市	平成23年4月	○			
豊岡市	平成18年2月	○			
朝来市	平成17年4月			○	
市川町	平成24年3月				○
奈良県	—				
和歌山県	平成20年4月			○	
鳥取県	平成22年1月				○
湯梨浜町	平成16年10月		○		
智頭町	平成25年4月			○	
島根県	平成21年3月			○	
岡山県	平成18年4月		○	○	
岡山市	平成24年4月			○	
倉敷市	平成17年4月			○	○
津山市	平成24年4月		○		
笠岡市	平成18年2月				○
井原市	平成24年4月		○	○	
総社市	平成23年4月	○			
備前市	平成23年10月			○	
瀬戸内市	平成24年4月		○	○	○
赤磐市	平成23年9月			○	
真庭市	平成24年4月		○		
浅口市	平成18年3月	○		○	
和気町	平成23年10月				○
早島町	平成23年10月				○
矢掛町	平成23年10月				○
新庄村	平成23年6月	○			
奈義町	平成23年9月				○
吉備中央町	平成16年12月	○	○		
広島県	平成19年6月			○	
広島市	平成22年4月			○	○
尾道市	平成18年2月			○	
世羅町	平成20年3月				○
竹原市	平成24年7月			○	
府中市	不明				○
山口県	—				
防府市	平成25年4月	○			
徳島県	—				
香川県	平成19年4月	○	○		
愛媛県	平成18年5月			○	
伊方町	平成22年4月			○	
高知県	—				
高知市	不明		○		
香南市	平成18年3月	○		○	
福岡県	平成19年9月			○	
福岡市	平成20年2月	○	○	○	
佐賀県	平成19年4月			○	
長崎県	平成18年12月	○			○
平戸市	平成20年4月			○	
波佐見町	平成24年4月		○		

9. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
熊 本 県	平成18年 6 月			○	
熊 本 市	平成22年12月			○	
八 代 市	平成18年 6 月		○	○	
人 吉 市	不明				○
山 鹿 市	平成17年 1 月		○		
合 志 市	平成19年 3 月			○	
小 国 町	平成22年 9 月				○
甲 佐 町	平成18年 6 月		○		
氷 川 町	平成20年10月	○			
多 良 木 町	平成24年 4 月	○			
大 分 県	平成18年 4 月			○	
大 分 市	平成19年 4 月	○	○	○	
津 久 見 市	平成22年 4 月	○			
杵 築 市	平成19年 6 月			○	
玖 珠 町	平成18年 2 月		○		
宮 崎 県	平成18年 6 月			○	
延 岡 市	平成21年 4 月			○	
日 南 市	平成21年 8 月			○	
小 林 市	平成20年 4 月			○	
串 間 市	平成24年 4 月		○	○	
門 川 町	平成16年 3 月	○			
鹿 児 島 県	平成18年 4 月	○			
鹿 児 島 市	平成18年 9 月			○	
薩 摩 川 内 市	平成21年10月	○			
沖 縄 県	—				